



島根県報

令和3年1月26日（火）

第 177 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和2年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(環境政策課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	3
指定施業要件の変更予定保安林	(森林整備課)	3
保安林予定森林	(")	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水産課)	4
指定漁船調書の縦覧	(")	4
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	5

告 示

島根県告示第60号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和2年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募期間

令和3年2月5日（金）から同年3月4日（木）まで

4 試験期日

令和3年3月6日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

6 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第61号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 形質変更時要届出区域

大田市五十猛町宇野梅山2318番6の一部

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

島根県告示第62号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
雲南北地区（南村工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和元年11月20日
雲南北地区（和野工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和2年3月9日
雲南北地区（清田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年1月15日
雲南北地区（日向工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年2月21日
雲南北地区（塩田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成31年2月4日
雲南北地区（中盛工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和元年12月10日
雲南北地区（神原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年3月8日
雲南北地区（昭和工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和2年2月17日
雲南北地区（南加茂工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年12月7日
雲南北地区（山方工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年3月14日
雲南北地区（中谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年3月14日
雲南北地区（大川上工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年3月14日
雲南北地区（瀬の谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年4月20日
雲南北地区（引野工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和2年6月17日
雲南北地区（本谷下工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年3月14日
雲南北地区 農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和元年11月20日

島根県告示第63号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第64号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀818、818-1、819、821、822、824-1、825、827-2、828、831-2、845、845-1、846-2、854、855、1070から1073まで、1070-1、1076、1076-1、1079、1081、1086-2から1086-4まで、1370、1372、1374-1、1374-3、1375、1378、1379

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第65号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第7号による保険に付すべき義務は、令和3年1月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

隠岐の島加入区

島根県告示第66号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市五十猛町1810-37 和田 等

〃 2166 辻 裕行

〃 1776-7 海塚敬則

(2) 加入区

五十猛加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第67号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成30年度～令和元年度	13枚	1冊	中津2	令和3年1月19日
安来市	平成30年度～令和元年度	7枚	1冊	荒島7	令和3年1月19日
安来市	平成30年度～令和元年度	19枚	1冊	安来7	令和3年1月19日
安来市	平成30年度～令和元年度	18枚	1冊	梶福留6	令和3年1月19日
吉賀町	平成28年度～平成30年度	47枚	1冊	幸地1	令和3年1月19日